CORONA

コロナ半密閉式石油ストーブ

取扱説明書

〈保証書付〉保証書は裏表紙に印刷されています。

正しく使って上手に節約

型式 SV-1012BS（エスブイ ビーエス）
SV-1012BD（エスブイ ビーディー）

〈SV-1012BS〉 〈SV-1012BD〉

もくじ

このたびは、コロナ石油ストーブをお買いあげいただき、まことにありがとうございました。
正しくお使いいただくために、この取扱説明書をよくお読みください。
なお、お読みになった後もお使いになる方がいつでも見られる所に大切に保管してください。

1 特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）

この取扱説明書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

⚠警告	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡、重傷を負う可能性または火災の可能性が想定される内容を示しています。
⚠注意	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

本文中のマークは、次の意味を表します。

	このマークは、「注意」していただく内容です。
	このマークは、してはいけない「禁止」を表しています。
	このマークは、必ず実行していただく「指示」を表しています。

⚠警告（WARNING）

●ガソリン厳禁

ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。
少量の混入でも火災の原因になります。

●煙突外れ危険

煙突が外れたまま使用しないでください。
外れていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●煙突閉そく危険

煙突がつまったり、ふさがれたままで使用しないでください。
閉そくしていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

●衣類の乾燥厳禁

衣類などの乾燥には使用しないでください。
衣類が乾燥すると、ストーブの熱気でゆれて落下して火がつき、火災の原因になります。

●スプレー缶厳禁

スプレー缶やカセットこんろ用ボンベなどを、ストーブの上や前（周囲に）に放置しないでください。
熱で缶の圧力が上がり、爆発して危険です。

⚠注意(CAUTION)

●カーテン、寝具など可燃物近接禁止
カーテン・布団や毛布など燃えやすいもののそばなどで使用しないでください。火災が発生するおそれがあります。

●可燃物との距離を離す
可燃物との離隔距離については標準据付け例（16ページ）を参照してください。

●給油時消火
火災のおそれがありますので、給油は、必ず消火し、火の気のないところで行ってください。

●油漏れ確認
油タンク・ゴム製送油管・接合部・給油コックおよびストーブなどからの灯油漏れがないことを確認の上ご使用ください。
灯油が漏れていると火災のおそれがあります。

●異常･故障時使用禁止
油漏れやにおい、すすの発生、炎の色など異常や故障と思われるときは使用しないでください。事故の原因になります。

●高温部接触禁止
燃焼中や消火直後は、高温部（燃焼筒）、煙突に手などふれないでください。
やけどのおそれがあります。

●小さいお子様のいるご家庭では、特に注意してください。

●再点火に注意
消火後すぐに再点火する場合は、ストーブが冷めるまで（15分位）まってから行ってください。
すぐ再点火すると爆発燃焼するおそれがあります。

●やかんのせ禁止
やかんなどをのせないでください。
振動や接触によってやかんの熱湯がこぼれ、やけどのおそれがあります。

●分解修理の禁止
故障、破損したら、使用しないでください。
不完全な修理は、危険です。

●腰をかけたり、物をのせないで
ストーブの上にのったり、腰をかけたりしないでください。ストーブの故障や、やけどのおそれがあります。
ストーブの上に花びんや水を入れたものなどを置かないでください。
水がかかると漏電や故障のおそれがあります。

●改造使用の禁止
改造して使用しないでください。
また、ストーブや煙突には床暖房用の熱交換器などを取付けないでください。
火災や排ガスが室内に漏れる原因となり危険です。

●換気扇使用禁止
ストーブを使用している同室内で換気扇を使用しないでください。
立消えして爆発燃焼するおそれがあります。
また、換気口・給気口は常に確保し、物などでふさがないでください。

⚠注意(CAUTION)

●ドラフトレギュレータの取り付け

煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（別売品DR-1）を取付けてください。

- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

ドラフトレギュレータ

●電源の接続

電源は適正配線された単相100Vのコンセント以外は使用しないでください。
発熱・発火の原因になります。電源コードは、途中で接続したり、延長コードの使用・他の電気器具とのタコ足配線をしないでください。発熱、発火の原因になります。

●指や異物を入れない

ストーブの内部に指や可燃物・針金などの異物を入れないでください。
けがや火災の原因になります。

●電源コードを傷めない

電源コードに無理な力を加えたり、物をのせたり加工しないでください。
また、電源プラグを抜くときは、コードを持って引き抜かないでください。
火災や感電の原因になります。

●電源プラグは確実に差し込む

電源プラグはコンセントに根元まで確実に差し込んでください。
また、傷んだプラグやゆるんだコンセントは使用しないでください。
火災の原因になります。
ぬれた手での抜き差しはしないでください。
感電の原因になります。

●長期間使用しないときは電源プラグを抜く

長期間使用しないときまたは保管するときは、必ず電源プラグをコンセントから抜いてください。
火災や予想しない事故の原因になります。

●電源プラグのお手入れをする

ときどきは電源プラグを抜き、ほこり及び金属物を除去してください。
ほこりがたまると湿気などで絶縁不良になり火災の原因になります。

●灯油の保管

灯油は、火気、雨水、ごみ、高温および直射日光を避けた場所に保管してください。ガソリンなどと一緒に保管しないでください。
誤って使用すると異常燃焼や火災のおそれがあります。

●不良灯油使用禁止

変質灯油（持ち越した灯油など）、不純灯油（灯油以外の油・水・ごみが混入した灯油など）などの不良灯油を使用しないでください。
異常燃焼や故障のおそれがあります。

●初めてお使いになるときの注意

初めてお使いになるときは、耐熱塗料などが焼き付くまで煙と臭いが出ます。しばらくの間、窓をあけて部屋の換気を行ってください。また、小鳥や小動物などに影響する場合が考えられますので、この間は部屋に入れないでください。

⚠注意(CAUTION)

●外出する時は消火

外出のときは、必ず運転を停止し消火してください。

●特殊用途には使用しない

食品・精密機器・美術品の保存や動植物の飼育・栽培などには使用しないでください。

●定期点検の実施

定期的（2年に1回程度）に点検・整備を受けてください。
点検を受けずに長期間使用し続けると、故障や事故の原因になり危険です。
点検・整備はお買い求めの販売店や資格者のいる店に依頼してください。

●ご自身での据付け・移設工事の厳禁

お客様ご自身による工事は危険です。
据付け工事は販売店や専門業者にご依頼ください。
（ストーブを移設させる場合も同じです。）

お願い(NOTICE)

●機器を廃棄するときの注意

ストーブを廃棄処分するときは、油量調節器の灯油を抜きとってください。
灯油が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。必ずお求めの販売店または、お近くコロナサービスセンターに依頼してください。

●灯油の廃棄

灯油の廃棄処分は、灯油をお買い求めになった販売店にご相談ください。

●シリコン配合製品を使用しない

ストーブを使用する部屋では、シリコン配合の製品を使用しないでください。
使用するとストーブの燃焼部にシリコンが付着し、点火不良や途中消火などの原因になります。
（シリコン配合の製品にはヘアケア製品・化粧品類・保湿用クリーム・衣類の防水剤・柔軟剤・家具などのつや出し剤など）

2 使用する場所

ストーブを安全に使用するためには、場所の選定が大切です。

安全に使用するために

●マントルピースなどには据付けないでください。
ストーブが故障したり、火災の原因になります。

●標高が 1000m を超える高地では使用しないでください。（空気の濃度が薄いため、燃焼に必要な空気が不足します。）

●クリーニング店、美容院などの化学薬品を使用する場所では使用しないでください。化学薬品などの影響により、異常燃焼や故障の原因になります。

●乾燥室、温室、飼育室など、動植物の飼育栽培に使用しないでください。
●燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口のない場所または換気の行えない場所。
●水平でない場所、不安定な場所では使用しないでください。
●不安定な物をのせた棚などの下には使用しないでください。
●可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所には使用しないでください。
●階段、避難口などの付近で避難に支障となる場所には使用しないでください。

効果的に使用するために

●部屋の保温を工夫し、部屋の温度の調節を心がけましょう。

ストーブの周辺に障害物があると、部屋の温度にむらができるばかりでなく、ふく射熱によってストーブ本体の温度が上昇して危険です。
使用場所には十分注意して効果的に使用してください。

3 各部の名称

SV-1012BS

■外観図（正面）

■外観図（背面）

■構造図

SV-1012BD

■外観図（正面）

■外観図（背面）

■構造図

4 使用前の準備

燃料

燃料は必ず灯油（JIS１号灯油）を使用してください。

⚠警告 ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。火災の原因になります。

⚠注意 不良灯油（変質灯油、不純灯油）は、絶対に使用しないでください。
点火、消火しにくくなったり燃焼が悪くなってすすが出たり、製品の寿命を縮めます。

⚠注意 灯油は必ず火気・雨水・ごみ・高温および直射日光を避けた場所に保管してください。
ガソリンなどと一緒に保管しないでください。誤って使用すると異常燃焼や火災のおそれがあります。

灯油とガソリンの見分けかた

指先に燃料をつけ、息をふきかけます。（火の気のない所で行ってください。）

○ 灯油はぬれたまま

× ガソリンはすぐ乾く

不良灯油（変質灯油・不純灯油）とは……

昨シーズンより持ち越しの灯油

長期間日光にあたる所や温度の高い所に保管した灯油

容器のふたが開けてあったり、乳白色のポリ容器で保管した灯油

水・ごみや灯油以外の油がほんのわずかでも混入した灯油

●極度に変質したものは、黄色味がかったり、すっぱいにおいがします。

●必ず灯油用のポリタンクをお使いください。

●灯油はシーズン中に使いきりましょう。

■変質灯油や不純灯油などの不良灯油を使用すると、機器の故障の原因になります。
●油の程度にもよりますが、燃焼不良をおこしたり、ストーブの損傷を早め、故障の原因になります。
●水やごみが送油経路に流れこみ、油漏れや燃焼不良・着火不良の原因になります。

■変質灯油や不純灯油などの不良灯油を使用したときは…
●お買い求めの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にご連絡ください。

ご注意 ●変質灯油、不純灯油などの不良灯油が原因で修理を依頼されたときは、保証期間中でも保証の対象外となります。
●変質灯油の処理でお困りの場合は、灯油をお買い求めの販売店にご相談ください。

給油

■給油の際の手順と注意

⚠注意 **火災のおそれがありますので、給油は、必ず消火し、火の気のないところで行ってください。**

●送油バルブを閉じて給油口ふたを外し市販の給油ポンプで給油してください。
油量計の針が「満」をさしたら給油をやめてください。
給油後は、給油口にあるストレーナを取り出して、水やごみがたまっていたら掃除してください。
●ストレーナを取り付けて、給油口ふたを必ずもとどおり締めてください。

●給油の際は、水・ごみなどを入れないように注意してください。
水・ごみなどは燃焼不良や、ストーブの寿命低下などの原因になります。
●給油口ふたは、確実に締めてください。

●こぼれた灯油はよくふきとってください。

■燃料切れの注意と空気抜きの方法

油タンクを空にしないように注意してください。
油タンクを一旦空にしますと、送油経路内に空気がたまり、正常に送油ができなくなることがあります。
このような場合には次の順序で空気抜きをしてください。

1.油タンクに給油します。

2.ストーブのゴム管口から、ゴム製送油管を外します。

3.ゴム製送油管から油が連続して流れ出ることを確かめてからゴム製送油管をもとどおりにストーブに取り付けます。（油がこぼれないように容器を用意してください。）

運転開始前の準備と確認

■安全装置のセット、取扱上の注意

1.対震自動消火装置のセット

対震自動消火装置セットレバーをもどらないところまで押し下げてください。
（セットしなければ使用できません。）

●対震自動消火装置セットレバーのセットは、静かに押し下げてください。
●ストーブは水平でない場所や、不安定な場所では使用しないでください。（消火装置が誤作動する原因になります。）
●ふだんは、対震自動消火装置による消火（ストーブに強い衝撃をあたえて消火すること）を絶対にしないでください。
●作動後はもとどおりにセットしてください。

2.油量調節器のセット

● 油量調節器リセットレバーを「カチン」と音がするまで下に押します。

●ストーブの油量調節ダイヤルは必ず「消火」にしておいてください。
●油量調節器リセットレバーは、静かに押してください。また、油タンクの送油バルブを開いた状態でリセットレバーを長く押していますと、油量調節器より油があふれ出ることがありますので注意してください。

■送油経路の油漏れ確認

⚠注意 油タンク・ゴム製送油管・接合部・給油コックおよびストーブなどから灯油漏れがないことを確認の上ご使用ください。灯油が漏れていると火災のおそれがあります。

●油漏れのあるときは使用を中止し、油タンクの送油バルブを閉じてからお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。

■電気配線の確認

⚠注意 電源プラグをコンセントに根元まで確実に差し込んでください。
●電源コードが煙突などの高温部にふれるおそれのないことを確認してください。

（ご注意）電源プラグ・コードの発熱・発火を防ぐために……

●電源は、必ず適正配線された単相100Ｖのコンセントを使用してください。
●電源コードは、途中で接続したり延長コードの使用、他の電気器具とのタコ足配線をしないでください。

5 使用方法（使い方）

運転開始（点火）

■点火順序

1.油タンクの送油バルブを開いてください。

2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせます。

3.電源スイッチ「入」を押してください。
ヒータランプが点灯して点火ヒータが赤熱し、しばらくすると着火します。

●初めて使用する場合、油タンクより油量調節器内への油が流れてくるまで時間がかかりますので、2〜3分放置後、点火操作を行ってください。

●点火の際には、のぞき窓より着火を確認してください。着火しない場合は油タンクの送油バルブの開放および、対震自動消火装置、油量調節器のセットを確認してください。

火力調節

ヒータランプ消灯（点火後10分位）後、油量調節ダイヤルを目盛「微少」〜「大」の間で、ご希望の火力に合わせてください。

ご注意　**油量調節ダイヤルを「微少」から「消火」の間に合わせての使用は絶対にしないでください。**

■炎の状態

ストーブの据付けや煙突の設置条件で、炎は多少変化します。

●燃焼中の炎がかたよったり、上下変動することがありますが、異常ではありません。

運転停止（消火）

■消火順序

1.油量調節器リセットレバーを"カチン"と音がするまで押し上げてください。

2.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。

3.火が消えたことを確かめ、ポットバーナが冷却してから運転スイッチ「切」を押してください。

4.油タンクの送油バルブを閉じてください。

ご注意　**2日以上家をあけるなど、長時間使用しない場合は、運転が完全に停止（消火）してから電源プラグをコンセントから抜いてください。**

●消火後は必ず電源スイッチを切ってください。
「入」のままにしておきますとしばらくしてヒータランプが点灯し、点火ヒータが赤熱したままとなります。

●外出のときは、必ず消火してください。

消火後、再点火するときの注意

■油量調節ダイヤルで消火した直後の再点火

⚠注意 **再点火に注意**

消火後すぐに再点火する場合は、ストーブが冷めるまで（15分位）待ってから行ってください。
すぐ再点火すると爆発燃焼するおそれがあります。

■灯油が切れて自然に消火し、再点火するとき

1.油量調節ダイヤルを「消火」にし、電源スイッチを切ってください。

2.給油して、ストーブが冷却していることを確かめてください。

3.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせ、電源スイッチを入れてください。
このとき必ずヒータランプが点灯していることを確かめてください。
ヒータランプが点灯していない場合は、油だまりになります。油量調節ダイヤルを一旦「消火」にし、ヒータランプが点灯したら、油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせてください。

使用上の注意

本書の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」の他に、次の項目についても注意してください。

⚠警告 **煙突閉そく危険**

煙突がつまったり、ふさがれたままで使用しないでください。閉そくしていると運転中に排ガスが室内に漏れて、危険です。

- ●ストーブの上面板・燃焼筒・ガードなどは高温です。やけどに注意してください。
特にお子さまをストーブに近づけないでください。
- ●煙突は高温です。やけどに注意してください。
- ●天板ガードは、地震などにより可燃物が落下したときなどに火災を防止するためのものです。やむをえず取り外した場合は、必ずもとの状態に取付けておいてください。
- ●ストーブ周囲はふく射熱が強いので熱に弱いものを置いたり、敷いたりしないでください。変色や変形する場合があります。
- ●シーズンオフのように長時間使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜いてください。

6 安全装置

対震自動消火装置

- ●強い地震（震度約５以上）や衝撃を受けたとき、ストーブの運転を停止します。
- ●ストーブの周辺や煙突の接続部・煙突トップの外れ、油漏れなどの異常がないことを確認してから点火操作をしてください。
- ●再点火は油量調節ダイヤルを「消火」に合わせてから対震自動消火装置セットレバーをセットし、ポットバーナが冷却してヒータランプが点灯したら、油量調節ダイヤルを「小」に合わせて使用してください。

停電安全装置

- ●停電や電源プラグが抜けたときは自動的に安全油量に切り替わり、自然通気で燃焼します。

煙突の高さが標準寸法以下（19ページ参照）の場合はうまく燃えませんので消火してください。

- ●通電後は自動的に油量調節ダイヤルの火力で強制通気燃焼にもどります。

7 日常の点検・手入れ

点検、手入れのときの注意

点検・手入れは消火後、ポットバーナが冷却してから、必ず電源プラグをコンセントから抜いて行ってください。

⚠注意
●故障・破損したら、使用しないでください。不完全な修理は危険です。
●定期的（2年に1回程度）に点検・整備を受けてください。点検を受けずに長期間使用し続けると、故障や事故の原因になります。

点検、手入れの必要事項、時期、方法

■周囲の可燃物（使用ごと）

⚠注意 ストーブおよび煙突の周囲は、常に整理・掃除し、燃えやすいものを置かないでください。

■ほこり・汚れ（使用ごと）

●ストーブにほこりが付いた状態で運転をしないでください。
●ストーブ外観のほこりや汚れは乾いたやわらかい布などできれいにふきとってください。
シンナー・アルコール・ベンジンなどは使用しないでください。変色します。

■油漏れ・油のたまり・油のにじみ（使用ごと）

●置台・油タンクに油漏れ・油のたまりや油のにじみがないか、点検してください。
また、給油の際にこぼれた灯油は、よくふきとってください。

お願い
●油漏れのある場合は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼してください。

■ゴム製送油管の点検・交換の目安（シーズンの初め）

⚠注意 油タンクやゴム製送油管・接合部・給油コックおよび機器などから灯油漏れがないことを確認の上ご使用ください。灯油が漏れていると火災のおそれがあります。

ご注意
●ゴム製送油管は、屋外で使用しないでください。屋外での使用は禁止されています。
●ゴム製送油管は、経年変化しますので手で少し曲げ、ひび割れがないか点検し、ひび割れがあるときは交換してください。交換の目安は、3年に1度です。交換はお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

■油タンク（シーズンの初め、適時）

●油タンク内は水やごみがたまりやすいものです。給油のとき点検してください。
油タンク内の水抜きおよび清掃は、油タンク付属の取扱説明書に従って行ってください。

■煙突の接続部のゆるみおよびトップの周囲（シーズンの初め、適時）

●煙突の接続部、煙突トップの外れがないかを点検してください。煙突が腐食したり、穴があいたりしていると危険です。新しい物に交換してください。
●煙突の近くには、燃えやすい物を置かないでください。
●煙突内や煙突トップが雪や氷でふさがれていないか、落雪などで倒れていないか点検してください。
●煙突内に結露で生じた水滴が凍ってつまると危険です。点火時に煙突のつなぎ目やストーブより異常な煙が出たら消火して、煙突内を点検してください。
●煙突が小鳥の巣や紙などでふさがれていないか点検してください。

お願い ●煙突が破損していた場合は、お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

■油量調節器のストレーナの掃除（適時）（お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

●油量調節器には、ごみを除くためのストレーナがついています。水やごみがたまると灯油の流れを妨げて、十分な火力が出なくなる場合や灯油が漏れるおそれがあります。1シーズンに1〜2回（シーズン初めなど）は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに掃除・点検を依頼してください。

■燃焼用送風機の掃除（年１回以上）（お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

●燃焼用送風機ファンにごみやほこりがたまると、送風力が弱くなり燃焼が悪くなったり、音が大きくなってくることがあります。次のように燃焼用送風機ファンのほこりを取り除いてください。

1.ケースまたはファンカバーを外して、ブラシなどで静かにほこりを取り除き掃除機で吸い取ってください。

2.掃除が終わりましたら、ケースまたはファンカバーは必ずもとどおりに取り付けてください。

（ご注意）
**●燃焼用送風機ファンに付いたほこりを取り除くとき、燃焼用送風機ファンを変形させないでください。
燃焼用送風機ファンに力を加えますと、曲がりや傾きが生じて、異常音や異常燃焼の原因になるので力を加えないようにしてください。**

■点火ヒータの点検（シーズンの初め）（お買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。）

点火ヒータや点火しんにすすが付着すると、赤熱が低下したり、油の吸上げが悪くなったりして点火しにくくなり、着火不良の原因になります。

（お願い）
●点火ヒータの点検・交換は、必ずお買い求めの販売店またはお近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

■のぞき窓の掃除（適時）

●煙突の設置不良があると、油だまりをおこしたりしますとのぞき窓がすすけることがあります。のぞき窓がすすけて炎が見えにくくなったときは、燃焼筒ふたを外して、のぞき窓をふいてください。

1.天板ガードを外し、燃焼筒ふたを外してください。

2.やわらかい布などでのぞき窓の内側をふいてすすを取り除いてください。

3.掃除が終わりましたら、もとどおり正しく組み立ててください。

（ご注意）
のぞき窓には、水をかけたり、衝撃を与えたり絶対しないよう注意してください。

■地震などの災害が発生したときの点検について

地震などの災害が発生し、ストーブに振動や衝撃が加わったときは、運転前に必ず次の点検を行ってください。

- 煙突まわりの外れ、漏れの確認
- 機器の損傷点検
- 灯油配管からの漏れの確認

●点検で異常が見つかった場合は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼してください。

8 定期点検

長期間ご使用になりますと、ストーブの点検が必要です。

●２シーズンに１回程度、シーズン終了後などに点検を実施してください。点検のご相談は、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターまたは、修理資格者〔（財）日本石油燃焼機器保守協会（TEL 03-3499-2928）で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる店にご相談ください。

愛情点検

長年ご使用の半密閉式石油ストーブの点検をぜひ!

こんな症状はありませんか

●油漏れがする。
●強い臭いがする。
●運転中に異常な音がする。
●その他の異常や故障がある。

▶

ご使用中止

故障や事故の防止のため必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。点検・修理についてのご費用など詳しいことはお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。

9 故障・異常の見分け方と処置方法

使用中に異常があったら次表により原因を調べて処置をしてください。

●原因のわからないときや処置のむずかしいときはお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。

現象／原因	電源が入らない	点火しない	炎が大きくならない	黒煙を出して燃える	使用中に消火する	油漏れがある	臭いがする	処置方法
点火ヒータの断線		●						お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
点火ヒータと点火しんとの位置関係が悪い		●						お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
対震自動消火装置が作動した		●						セットレバーを矢印位置にセットする
送油バルブが閉まっている		●			●			送油バルブを開く
油量調節器リセットレバーがセットされていない		●	●		●			油量調節器リセットレバーをセットする
油量調節器に水・ごみがついている		●	●		●			お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
油量調節器の故障		●	●	●	●			お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
ストーブが傾斜している				●				ストーブを水平に調節する
煙突の横引きが長過ぎる／煙突が短い／煙突が細い				●				お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
煙突のドラフトが強過ぎる			●					お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
煙突工事不適当のため、逆風現象がある					●		●	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
煙突がつまっている				●	●		●	お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
燃焼リングの取り付けが悪い				●				正しく取り付ける
燃焼用送風機にほこりがたまって風が弱くなっている				●				燃焼用送風機ファンのほこりをブラシなどで掃除する
サーモスタットの故障		●						お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
電源スイッチの故障	●	●						お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
点火トランスの故障		●						お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
ポットバーナ内にすすがたまっている		●	●	●				お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
ゴム製送油管に空気だまりがある		●	●		●			燃料切れの注意と空気抜き方法(6ページ)を参照して空気抜きをする
送油配管の施工不良		●	●		●			お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに修理を依頼する
ゴム製送油管が折れていて、灯油が流れにくい		●	●		●			ゴム製送油管の折れを直す
ゴム製送油管締付バンドがゆるんでいる						●		締め直す

10 部品交換のしかた

部品交換のときの注意

（ご注意）不完全な修理、調整は危険ですので、部品の交換、調整が必要の場合には、お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンター修理資格者〔（財）日本石油燃焼機器保守協会で行う技術管理講習会修了者（石油機器技術管理士）など〕のいる販売店にご相談ください。

部品交換は コロナ純正部品 とご指定ください。

●コロナ純正でない部品を使用の場合には、本体の機能が損なわれたり、事故や故障の原因となります。また、保証期間内であっても本体の保証が受けられません。

消耗・劣化しやすい部品（交換が必要な部品）

項　目	内　容
使用期間により交換が必要な部品	ポットバーナ・点火ヒータ・燃焼リング・バッフル
環境により劣化しやすい部品	燃焼用送風機・ゴム製送油管
変質・不純灯油の使用により劣化しやすい部品	油量調節器・電磁弁

11 保管（長期間使用しない場合）

シーズン終了時などの長期間使用しないときは、日常の点検・手入れの項（10〜11ページ）を参照し、次の要領で保管してください。

1.電源プラグをコンセントから抜いてください。

⚠注意　**長期間使用しないときは、電源プラグを抜いてください。**

2.油タンクの送油バルブを閉じてください。

3.本体のごみやほこりを取ってください。

●掃除機などでごみやほこりを取り除いてください。

4.本体をしめらせた布で汚れを落としてから、からぶきしてください。

5.ストーブは据付けたまま保管してください。

●どうしても取り外して保管されるときは、ポリ袋をかぶせ、乾燥した場所に横倒しにしないようおしまいください。
●次シーズンに据付けるときには、必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターに依頼してください。

12 仕様

型式の呼び		SV-1012BS	SV-1012BD（基本型式SV-102BD）
種類		ポット式・強制通気形・自然対流形	
点火方式		電気点火式	
使用燃料		灯油（JIS 1号灯油）	
燃料消費量	最大	8.75kw（0.850L/h）	10.69kw（1.039L/h）
	最小	1.85kw（0.18L/h）	
発熱量	最大	31,480kJ/h	38,480kJ/h
	最小	6,670kJ/h	
熱効率	最大	67.0%	
	最小	58.7%	55.9%
暖房出力	最大	5.86kW	7.16kW
	最小	1.08kW	1.03kW
標準適室	温暖地	木造　25.0㎡(15畳)まで コンクリート　34.5㎡(21畳)まで	木造　29.5㎡(18畳)まで コンクリート　41.5㎡(25畳)まで
	寒冷地	木造　25.0㎡(15畳)まで コンクリート　39.5㎡(24畳)まで	木造　31.5㎡(19畳)まで コンクリート　49.5㎡(30畳)まで
外形寸法（置台を含む）		高さ510㎜ 幅538㎜ 奥行383㎜	高さ575㎜ 幅538㎜ 奥行383㎜
質量		16.0㎏	17.2㎏
電源電圧及び周波数		100V　50/60Hz	
定格消費電力		点火時 80／79W　燃焼時 19／18W	点火時 85／84W　燃焼時 20／19.5W
煙突の呼び径		106㎜（3寸5分）	
煙突の壁貫通部の孔径		110㎜	
標準ドラフト値（最大燃焼時）		-7.8Pa (-0.8㎜H_2O)	-10.8Pa (-1.1㎜H_2O)
排気温度		550℃以下	600℃以下
安全装置		対震自動消火装置・停電安全装置	
付属品		置台1個、ゴム製送油管1本、ゴム製送油管締付バンド2個、天板ガード1個、調節脚4個、本体固定金具2個（ねじ2個）、取扱説明書	

標準適室は、一般社団法人・日本ガス石油機器工業会の算定基準によります。

13 アフターサービス

保証について

●このコロナ石油ストーブには保証書がついています。（裏表紙に印刷されています。）
保証書は、必ず「お買いあげ日・販売店名」などの記入をお確かめのうえ、大切に保管してください。
●保証期間はお買い上げ日から１年間です。
●次のような原因による故障および事故につきましては、保証の対象になりませんので注意してください。
- 変質灯油や不純灯油などの不良灯油、また灯油以外の燃料使用による故障や事故。
- 誤った使用方法による故障や事故。
- シリコーンが原因の修理、シリコーン配合の商品を使用したとき。

修理を依頼されるときについて

●「故障・異常の見分け方と処置方法」（12 ページ）の項に従ってお調べください。直らないときは、ご使用を中止し、必ず電源プラグを抜いてからお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご連絡ください。
●ご連絡いただきたい内容は次の通りです。
①品名　②型式の呼び　③お買いあげ日　④故障状況（できるだけ具体的に）　⑤ご住所・ご氏名・お電話番号
- 品名、型式の呼びは取扱説明書（保証書）をごらんください。

●修理に際しては、保証書をご提示ください。保証期間中であれば保証書の規定に従って無料修理させていただきます。
●ご不明な点や修理に関するご相談は、お買い上げの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにお問い合わせください。

■保証期間が過ぎているときは

●お買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談ください。修理によって使用できる製品についてはお客様のご要望により有料修理いたします。

■補修用性能部品の保有期間

●石油ストーブの補修用性能部品（機能を維持するために必要な部品）の保有期間は製造打ち切り後７年です。

14 据付け・移設

据付け・移設工事は販売店に依頼する

据付けや移設工事は販売店または据付業者に依頼し、お客様ご自身では行わないでください。

据付け場所の選定及び標準据付け例

据付けについては、火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準があります。取扱説明書（工事編）の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」　をお読みになり、販売店または据付業者とよくご相談してください。また、「標準据付け例」については16ページ、「煙突の取付け」については19～20ページを参照してください。

据付け後の確認

据付けが終わりましたら、もう一度、取扱説明書（工事編）の「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、取扱説明書（工事編）に記載されているとおり据付けられているかどうかを確認してください。

試運転

試運転は販売店または据付業者とご一緒に必ず行ってください。
試運転（運転準備→運転→消火）の手順については、取扱説明書（工事編）の20～21ページを参照してください。

工　事　編

1 特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）

この取扱説明書「工事編」には、安全に正しく据付けていただくために、いろいろな絵表示が記載されています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みになり、据付工事を行ってください。

この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、死亡、重傷を負う可能性、または火災の可能性が想定される内容を示しています。

この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、傷害を負う可能性や物的損害の発生が想定される内容を示しています。

絵表示の例

⚠記号は注意を促す内容があることを告げるものです。
図の中に具体的な注意内容（左図の場合は一般的な注意）が描かれています。

⃠記号は禁止の行為であることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な禁止内容が描かれています。

❗記号は行為を指示する内容を告げるものです。
図の中や近傍に具体的な指示内容が描かれています。

⚠警告

●据付けや移設は、販売店または据付業者が行ってください。
お客様ご自身で据付けをされ、不備があると感電や火災の原因になります。

●据付けは火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準を守って行ってください。

●屋内排気禁止
屋内に排気すると、排ガスが室内に充満して危険です。
必ず屋外に排気してください。

●煙突を確実に接続
煙突を確実に接続し、しっかりと固定してください。
風、振動、衝撃などで外れたりすると運転中に排ガスが室内に漏れて危険です。

⚠注意

●次の場所には据付けない　　火災や予想しない事故の原因になります

- 水平でない場所、不安定な場所
- 不安定なものをのせた棚などの下
- 可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所
- 燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口のない場所または換気の行えない場所
- 付近に燃えやすいものがある場所
- 階段、避難口などの付近で避難の支障となる場所
- マントルピース内
- 温室、飼育室など人のいない場所

⚠注意

●可燃物との距離を離す

- ストーブおよび煙突から周囲の可燃物までの離隔距離は火災予防条例で規定されています。図のようにしてください。
- ストーブは付属の置台の上に据付けてください。
- 不燃物の場合でも保守点検や性能維持のため右図離隔距離をとってください。

〈標準据付け例〉

●家屋貫通部の注意

- 煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は必ずめがね石を使用してください。
- 小屋裏、天井裏などにある部分は金属以外の不燃材料で防火上有効な被覆を行ってください。
- 可燃性の壁・天井・小屋裏・天井裏などを貫通する部分及び、その付近では煙突の接続はしないでください。

（地区により異なることがあるので火災予防条例を参照する。）

●煙突の固定

- 煙突は、風や振動などで倒れないよう支え金具や支え線などで固定してください。
- 煙突は、1.5～２mおきに固定金具で固定し、自重を支える部分は支えまたは吊り金具で堅固に支持してください。

●ドラフトレギュレータの取り付け

煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。
次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（別売品DR-1）を取り付けてください。

- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

ドラフトレギュレータ

●油タンクとの距離を離す

- 油タンクはストーブより２m以上離して据付けるか、防火上有効な遮へいを設けてください。
- 据置式の油タンクは、不燃材の床上に据付けてください。

●ゴム製送油管の屋外使用禁止

ゴム製送油管は屋外で使用しないでください。
ひび割れを生じて油漏れの原因になります。

●煙突の点検

据付けが終わったら、もう一度点検してください。
次のような取り付けは、危険であったり、不完全燃焼をおこすおそれがありますので、必ず修正してください。

- 下り勾配、下向き曲がり禁止

- トップと建物（隣家を含む）の開口部（窓など）は1m以上離れていること

2 開こん

梱包箱には、次の付属品が入っていますので確認してご使用ください。

部品名	個数	用途
置台	1	ストーブの下に敷く
ゴム製送油管	1	油タンクとストーブとの接続
ゴム製送油管締付バンド	2	ゴム製送油管接続部の締付け
天板ガード	1	上面板の上に取り付ける

部品名	個数	用途
本体固定金具（ねじ2個）	2	ストーブと置台の固定
調節脚	4	ストーブの水平調節
取扱説明書	1	

3 据付け

据付場所の選定

据付けについては、火災予防条例、電気設備に関する技術基準など法令の基準があります。15〜16ページの「特に注意していただきたいこと（安全のために必ずお守りください）」をお読みになり、販売店または据付業者とよくご相談してください。また、「標準据付け例」については16ページ、「煙突の取付け」については19〜20ページを参照してください。

据付け方法

■置台の取り付けと水平調節

ストーブの下には必ず置台を使用し、ストーブを水平に据付けてください。

1.付属の調節脚４個をストーブの架台部にねじ込んでください。

2.ストーブを側面のねじ取付穴と置台の引掛け部（２箇所）が一致するように置いてください。

3.水平器を見ながら４個の調節脚を調節してストーブを水平に据え付けてください。

4.本体固定金具をストーブの側面から、置台の引掛け部に差し込み、付属のねじでストーブに固定してください。固定は、両側面2箇所です。

●ストーブは必ず水平に据え付けてください。燃焼の不具合を生ずるばかりでなく、対震自動消火装置が正しく作動しないおそれがあります。

■油タンクの組み立てと据付け（別売品）

- ●組み立ては油タンク付属の取扱説明書に従って行ってください。
- ●油タンク油面はストーブ本体設置床面より高さを30㎝から２m以内で設置してください。
- ●油タンクとストーブとの送油管の間に必ずごみを除くためのオイルフィルタを取り付けてください。送油経路にごみがたまると灯油の流れを妨げて十分な火力が出なくなります。
- ●油タンクの据付けは、各地の火災予防条例に従ってください。
- ●油タンクは、ストーブとの間に防火上有効な壁などがない場合は、2m以上離してください。火災の原因になります。
- ●油タンクは、油タンク内の油面がストーブ設置床面より2m以上高くなるところには据付けないでください。油が定油面器よりあふれ出ることがあります。
- ●油タンクは熱・振動・衝撃の少ない場所に据付けてください。

■ゴム製送油管の取付け方

⚠注意 ゴム製送油管を屋外で使用しないでください。
●ゴム製送油管は、JIS-S3022「石油燃焼機器用ゴム製送油管」に合格したもの以外は使用しないでください。
●ゴム製送油管は、きつく曲げたり丸めたりしないようにしてください。
●紫外線が当たると劣化が早くなります。日光が当たらないようにしてください。
●ゴム製送油管の上に物をのせたり、重量物がのったりしないようにしてください。灯油の補給が妨げられます。

●ゴム製送油管にゴム製送油管締付バンドをはめてから、油タンクとストーブのゴム管口に十分押し込み、ゴム製送油管締付バンドで強く締め付けてください。

●ゴム製送油管の途中が山形になったり、もつれたりしていますと、空気がたまって灯油が流れないことがあります。平になるように直してください。

■燃焼リングの取付け確認

●燃焼筒ふたを外して一旦燃焼リングを取り出し、刻印文字（うえ）を上にして、ポットバーナの内部のピンの上に正しくのせ直してください。

(ご注意)
燃焼リングが傾いて取り付けられたり、ポットバーナの空気穴をふさいでいたりすると黒煙を出したり、異常燃焼します。

■金属配管（銅製送油管）施工の場合の注意

●油量調節器へのごみの侵入を防ぐため、配管工事終了後、ストーブと接続する前には必ず配管内に灯油を流して切粉・ごみなどを取り除いてください。

■電気配線

●電源プラグは、必ず適正配線された単相100Vのコンセントに差し込んでください。

■天板ガードの取付け

●図のように天板ガードをストーブ上部の穴２ヵ所に差し込んでください。

4 煙突の取付け

煙突の径

●煙突は、直径106㎜(3寸5分)を使用してください。
●さびやすい素材の煙突は、腐蝕やさびにより煙突がふさがれたりしますので、使用しないでください。

横引き、立ち上がりの標準寸法

●煙突の立ち上がり、横引きの標準寸法は、立ち上がり約3.6m（4本）、横引き約1.8m（2本）です。
横引きが標準寸法より長くなる場合は、その長さの1/2を立ち上がりに追加してください。
（結露予防のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、2m以内にしてください。）
●屋外の立ち上がり部の下端には、水抜きをつけて雨水が入るのを防いでください。
●横引きは10分の1以上の上り勾配になるようにしてください。
●横引きはできるだけ短くし、ベンド（エビ曲）は3個以下になるようにしてください。
また、露受けアダプター（別売品）などの取り付けもご検討ください。工事店とよくご相談ください。
●1本の煙突を他のストーブなどと共用することは避けてください。燃焼が悪くなります。

煙突先端（トップ）の位置

●煙突トップは、屋根面から垂直距離60㎝以上離してください。
●煙突トップから水平距離1m以内に隣接家屋などの軒があるときは、さらにそれより、60㎝以上離してください。
●窓などの開口部からは、1m以上離してください。
●煙突トップの位置は建物・立木などの状態をみて、あらゆる方向の風が通り抜ける位置にしてください。

トップの形状

●煙突トップには、逆風防止のための「傾斜H形トップ」を取り付けてください。

ドラフトレギュレータ（別売品）の取付け

⚠注意 煙突の引き（ドラフト）が強いと燃焼不良が発生します。

次の煙突設置の場合は必ず、ダブルドラフトレギュレータ（DR-1）を取り付けてください。
- 集合煙突に接続する場合
- 標準寸法以上に立ち上がりが高い場合
- 風が強くて炎が沈むような場合

集合煙突を利用する場合のご注意

●集合煙突に差し込む先端は図のようにしてください。

●2つ以上のストーブを使用するときは、横引部分の長い方を上にしてください。

●集合煙突を利用する場合は、設置方法などについて必ずお買い求めの販売店または、お近くのコロナサービスセンターにご相談してください。

煙突の取付け図

〔● 煙突の先端から水平距離１m以内に建物の軒がある場合は、その軒から60㎝以上高くすること。
● 煙突の先端から１m以内に建物の開口部（窓など）がないこと。〕

●※印寸法は、煙突が本体から1.8mを越える場合は15㎝以上。
●煙突は、固定金具で1.5～２m間隔に固定すること。
●設置の場合は当該地区の火災予防条例にしたがってください。
●風の強い地域では、必ず、ドラフトレギュレータを取り付けてください。
●結露水が出る場合には、露受けアダプターを取り付け排出した結露水は、容器に受けてください。
〔結露予防のため、煙突の横引き長さはできるかぎり短く、２m以内にしてください。〕

※左図では可燃物までの離隔距離を示していますが、保守点検や性能維持のため、不燃物などの場合も左図離隔距離をとってください。

結露水の処理

●煙突の横引き部に結露水が出る場合は、別売の露受けアダプター（USB-1）また、集合煙突の凍結予防には集合煙突凍結防止ヒータ（USB-3）をご使用ください。販売店にご相談ください。

5 試運転

試運転は使用者とご一緒に必ず行ってください。

運転準備

⚠注意 電源プラグをコンセントに根元まで確実に差し込んでください。

●油タンクに給油し、送油経路の空気抜きをしてください。

●送油経路やストーブより油漏れがないか確認してください。

●安全装置をセットしてください。
〔対震自動消火装置のセットレバーのセット
油量調節器リセットレバーのセット〕

●油量調節ダイヤルは「消火」に合わせておいてください。

運転

1.油タンクの送油バルブを開いてください。

2.油量調節ダイヤルを目盛「小」に合わせます。

3.電源スイッチ「入」を押してください。
ヒータランプが点灯して点火ヒータが赤熱し、しばらくすると着火します。

4.ヒータランプ消灯後、油量調節ダイヤルを目盛「微少」～「大」の間で調節し、火力が変化することを確かめてください。

●初めてお使いになるときは、ストーブ内の送油管に灯油がみたされていませんので、炎が立ち消えることがあります。この場合は、一旦消火して、冷えるのを待ってからもう一度点火してください。
●初めてお使いになるときは、耐熱塗料などが焼付くまで煙と臭いがでます。窓をあけて部屋の換気を行ってください。
●ドラフトの関係で炎は多少変化することがありますが異常ではありません。（炎が片燃えなどする場合は、煙突の設置状態などを確認してください。）

消火の手順

1.油量調節器リセットレバーを“カチン”と音がするまで押し上げてください。

2.油量調節ダイヤルを目盛「消火」に合わせます。

3.火が消えたことを確かめポットバーナが冷却してから、電源スイッチ「切」を押してください。

4.油タンクの送油バルブを閉じてください。

お願い

●消火後は必ず電源スイッチを切ってください。「入」のままにしておきますとしばらくしてヒータランプが点灯し、点火ヒータが赤熱したままとなります。
●正常運転しない場合は、12ページ「故障・異常の見分け方と処置方法」を参照してください。
●長期間の保管後、再び設置する場合も「試運転」の手順にしたがい、試運転を行ってください。

⚠注意 **初めてお使いになるときの注意**
初めてお使いになるときは、耐熱塗装やパッキンなどが焼き付くまで煙と臭いが出ます。
しばらくの間、窓をあけて部屋の換気を行ってください。また、小鳥や動物などに影響する場合が考えられますので、この間は部屋に入れないでください。

●お部屋の窓を少し開け、半日から1日程度「大火力」運転をしてください。

6 廃棄するときの注意

●ストーブを廃棄処分するときは、定油面器の灯油を抜き取ってください。
灯油が入ったまま廃棄するとリサイクルの際に思わぬ事故になるおそれがあります。
必ずお買い求めの販売店またはお近くコロナサービスセンターに依頼してください。

お客様ご相談窓口

お客様ご相談窓口一覧表

修理サービスや製品についてのご相談は機種名をご確認の上、お買いあげの販売店または下記のご相談窓口にご依頼ください。

ご転居やご贈答品などでお困りの場合は、下記のお近くの窓口にご相談ください。
名称、所在地、電話番号は、変更する場合がありますのでご了承ください。

●アフターサービスのお問い合わせは下記へどうぞ

コロナサービスセンター
0120-919-302
（修理受付専用ダイヤル）
携帯電話・PHS等からは最寄のサービスセンターへ直接おかけください。
FAX 0120-919-322
受付時間　午前9時～午後7時(日曜、祝祭日は除く)

地区	窓口	所在地	〒	TEL	FAX
北海道地区	札幌支店	札幌市白石区平和通16丁目南1-19	〒003-0028	TEL(011)864ー0440(代表)	FAX(011)863ー3154
	旭川営業所	旭川市東旭川南1条2丁目2-5	〒078-8261	TEL(0166)37ー2330(代表)	FAX(0166)37ー2338
	北見営業所	北見市卸町1丁目1-3	〒090-0056	TEL(0157)36ー9009(代表)	FAX(0157)36ー5959
	釧路営業所	釧路市花園町4-17	〒085-0038	TEL(0154)24ー4191(代表)	FAX(0154)24ー0451
	帯広営業所	帯広市西18条北1丁目17-1	〒080-0048	TEL(0155)35ー7518(代表)	FAX(0155)35ー7510
	函館営業所	函館市西桔梗町21-2	〒041-0824	TEL(0138)48ー6070(代表)	FAX(0138)48ー6080
	北海道地区 サービスセンター	札幌市白石区米里3条2丁目6-25	〒003-0873	TEL(011)879ー2121(代表)	FAX(011)871ー2400
北東北地区	青森支店	青森市古館1丁目12-38	〒030-0946	TEL(017)742ー8255(代表)	FAX(017)742ー8275
	青森地区 サービスセンター	青森市古館1丁目12-38	〒030-0946	TEL(017)743ー2971(代表)	FAX(017)743ー1118
	八戸営業所	八戸市売市4丁目4-7	〒031-0073	TEL(0178)24ー5289(代表)	FAX(0178)45ー4290
	八戸地区 サービスセンター	八戸市売市4丁目4-7	〒031-0073	TEL(0178)47ー6609(代表)	FAX(0178)71ー1344
	弘前営業所	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)28ー3910(代表)	FAX(0172)28ー0191
	弘前地区 サービスセンター	弘前市田園1-2-1	〒036-8086	TEL(0172)26ー4770(代表)	FAX(0172)29ー1133
	盛岡営業所	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)622ー4791(代表)	FAX(019)622ー5244
	水沢営業所	奥州市水沢区水沢工業団地4丁目79	〒023-0002	TEL(0197)22ー4155(代表)	FAX(0197)22ー4452
	盛岡地区 サービスセンター	盛岡市門2-1-42	〒020-0823	TEL(019)604ー0281(代表)	FAX(019)604ー0283
	秋田営業所	秋田市泉中央4丁目4-18	〒010-0917	TEL(018)864ー5671(代表)	FAX(018)864ー8468
	秋田地区 サービスセンター	秋田市外旭川三千刈109-1	〒010-0802	TEL(018)864ー5219(代表)	FAX(018)864ー5760
南東北地区	仙台支店	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-32	〒983-0035	TEL(022)235ー3181(代表)	FAX(022)236ー8810
	山形営業所	山形市東青田3-6-28	〒990-2423	TEL(023)642ー3255(代表)	FAX(023)642ー3254
	庄内営業所	酒田市錦町1-183-1	〒998-0103	TEL(0234)31ー0571(代表)	FAX(0234)31ー0581
	郡山営業所	郡山市亀田1-51-9	〒963-8033	TEL(024)938ー2240(代表)	FAX(024)938ー3021
	南東北地区 サービスセンター	仙台市宮城野区日ノ出町1-7-31	〒983-0035	TEL(022)783ー1791(代表)	FAX(022)783ー1792
関東地区	北関東支店	さいたま市北区宮原町1-674-2	〒331-0812	TEL(048)651ー1722(代表)	FAX(048)651ー6370
	水戸営業所	水戸市笠原町653-2	〒310-0852	TEL(029)241ー2172(代表)	FAX(029)241ー4268
	つくば営業所	つくば市谷田部6788-19	〒305-0861	TEL(029)839ー5325(代表)	FAX(029)836ー1913
	宇都宮営業所	宇都宮市簗瀬町2313	〒321-0933	TEL(028)632ー5105(代表)	FAX(028)632ー5205
	太田営業所	太田市高林東町2375	〒373-0825	TEL(0276)38ー6571(代表)	FAX(0276)38ー5508
	高崎営業所	高崎市問屋町西1-3-22	〒370-0007	TEL(027)361ー4806(代表)	FAX(027)361ー9139
	首都圏支店	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3927ー1151(代表)	FAX(03)3927ー1160
	立川営業所	立川市高松町1-22-3	〒190-0011	TEL(042)519ー5271(代表)	FAX(042)528ー2382
	千葉営業所	松戸市高塚新田95-5	〒270-2222	TEL(047)312ー8330(代表)	FAX(047)312ー8338
	横浜営業所	横浜市戸塚区原宿4丁目7-13	〒245-0063	TEL(045)852ー4008(代表)	FAX(045)852ー5540
	甲府営業所	山梨県中巨摩郡昭和町西条2491-2	〒409-3866	TEL(055)268ー1567(代表)	FAX(055)268ー1569
	関東地区 サービスセンター	東京都北区豊島8-4-8	〒114-0003	TEL(03)3911ー1131(代表)	FAX(03)3927ー1130
信越地区	新潟支店	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32ー2126(代表)	FAX(0256)35ー8519
	新潟東営業所	新潟市東区江南1-6-41	〒950-0855	TEL(025)286ー9131(代表)	FAX(025)286ー3313
	長野営業所	長野市大豆島5312	〒381-0022	TEL(026)221ー5111(代表)	FAX(026)221ー0039
	松本営業所	松本市笹賀大久保原7852	〒399-0033	TEL(0263)26ー0051(代表)	FAX(0263)25ー9961
	信越地区 サービスセンター	三条市曲渕3-2-15	〒955-0864	TEL(0256)32ー2129(代表)	FAX(0256)32ー2137
北陸地区	金沢支店	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260ー0567(代表)	FAX(076)260ー0775
	富山営業所	富山市田中町2-3-15	〒930-0985	TEL(076)444ー0567(代表)	FAX(076)444ー0611
	福井営業所	福井市和田東1-607	〒918-8237	TEL(0776)23ー0567(代表)	FAX(0776)23ー0580
	北陸地区 サービスセンター	金沢市駅西新町1-1-25	〒920-0027	TEL(076)260ー0038(代表)	FAX(076)260ー0738
東海地区	名古屋支店	名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004	TEL(052)746ー6600(代表)	FAX(052)884ー6551
	岐阜営業所	岐阜市六条南2-7-8	〒500-8358	TEL(058)268ー7555(代表)	FAX(058)268ー7550
	静岡営業所	静岡市駿河区高松2-15-30	〒422-8034	TEL(054)238ー0005(代表)	FAX(054)238ー0006
	沼津営業所	沼津市西椎路888-1	〒410-0303	TEL(055)968ー6210(代表)	FAX(055)968ー6212
	津営業所	津市高茶屋3-29-38	〒514-0819	TEL(059)234ー8471(代表)	FAX(059)234ー8472
	東海地区 サービスセンター	名古屋市熱田区桜田町16-11	〒456-0004	TEL(052)746ー6603(代表)	FAX(052)884ー6554
近畿・四国地区	大阪支店	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6380ー2111(代表)	FAX(06)6386ー7262
	彦根営業所	彦根市正法寺町南出78	〒522-0024	TEL(0749)24ー6239(代表)	FAX(0749)26ー2116
	京都営業所	京都市伏見区竹田段川原町211	〒612-8414	TEL(075)643ー2002(代表)	FAX(075)643ー0870
	福知山営業所	福知山市荒河東町68	〒620-0061	TEL(0773)22ー0827(代表)	FAX(0773)23ー7592
	神戸営業所	神戸市西区枝吉5-132	〒651-2133	TEL(078)922ー2431(代表)	FAX(078)922ー2438
	高松営業所	高松市今里町1-8-5	〒760-0078	TEL(087)835ー1711(代表)	FAX(087)835ー0160
	松山営業所	松山市西垣生町780-3	〒791-8044	TEL(089)968ー7351(代表)	FAX(089)968ー7353
	近畿・四国地区 サービスセンター	吹田市南金田1-8-47	〒564-0044	TEL(06)6386ー5670(代表)	FAX(06)6386ー5588
中国地区	広島支店	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871ー3310(代表)	FAX(082)871ー3306
	米子営業所	米子市目久美町235-1	〒683-0035	TEL(0859)33ー8157(代表)	FAX(0859)23ー0709
	岡山営業所	岡山市北区辰巳35-103	〒700-0976	TEL(086)243ー7751(代表)	FAX(086)243ー7191
	徳山営業所	周南市徳山字一ノ井手5631-4	〒745-0882	TEL(0834)22ー5567(代表)	FAX(0834)22ー5589
	中国地区 サービスセンター	広島市安佐南区祇園3-27-20	〒731-0138	TEL(082)871ー3315(代表)	FAX(082)871ー0272
九州地区	福岡支店	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474ー5771(代表)	FAX(092)474ー5775
	北九州営業所	北九州市小倉北区愛宕2-6-4	〒803-0828	TEL(093)592ー8611(代表)	FAX(093)592ー8666
	長崎営業所	長崎県西彼杵郡時津町左底郷浜田74-1	〒851-2106	TEL(095)882ー7710(代表)	FAX(095)882ー7767
	熊本営業所	熊本市東区尾ノ上1-11-12	〒862-0913	TEL(096)367ー7361(代表)	FAX(096)369ー6323
	大分営業所	大分市三佐1-19-7	〒870-0108	TEL(097)523ー5161(代表)	FAX(097)523ー5162
	宮崎営業所	宮崎市霧島3-59-2	〒880-0032	TEL(0985)29ー1680(代表)	FAX(0985)25ー0685
	鹿児島営業所	鹿児島市田上7-16-5	〒890-0034	TEL(099)281ー1321(代表)	FAX(099)281ー1252
	九州地区 サービスセンター	福岡市博多区東比恵2-2-40	〒812-0007	TEL(092)474ー6001(代表)	FAX(092)474ー6414
沖縄地区	沖縄営業所	宜野湾市宇地泊738 シーサイド・パーク102	〒901-2227	TEL(098)897ー5677(代表)	FAX(098)897ー5679

08032102

〒955－8510　新潟県三条市東新保7－7
TEL(0256) 32-2111〈代表〉
ホームページ　http://www.corona.co.jp/

コロナ 石油ストーブ保証書

型式	ご購入機種に○を付けてください。	
	SV-1012BS	SV-1012BD
★お客様	お名前 様	
	ご住所 〒（ ― ） 電話（ ） ―	

本書は、本書記載内容で無料修理を行なうことをお約束するものです。
お買いあげの日から左記期間中故障が発生した場合は、本書をご提示の上、お買いあげの販売店に修理をご依頼ください。

●ご販売店様へ
お買いあげ日、貴店名、住所、電話番号を記入の上（★印欄に記入のない場合は、無効となります）、本書をお客様へお渡しください。

★お買いあげ日		年 月 日
保証期間	対象部分	本体
	期間（お買いあげ日より）	1年

見本

★販売店	住所・店名 電話（ ） ―

●お客様にお願い
お手数ですが、ご住所、お名前、電話番号をわかりやすくご記入ください。
販売店の記載がないときは、それを証明する領収書などが必要となりますので、一緒に保管してください。

《無料修理規定》

1. 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で保証期間中に故障した場合には、お買いあげ販売店が無料修理致します。
2. 保証期間内に故障して無料修理を受ける場合は、本書をご提示の上、お買いあげの販売店に依頼してください。なお、離島および離島に準ずる遠隔地への出張修理を行なった場合には、出張に要する実費を申し受けます。また、本品を直接送付される場合の送料は、お客様の負担となります。
3. ご転居の場合は事前にお買いあげ販売店にご相談ください。
4. ご事情により、本保証書に記入してあるお買いあげ販売店に修理がご依頼できない場合には、コロナお客様ご相談窓口をご覧の上、お近くの窓口にお問合せください。
5. 次の場合には保証期間内でも有料修理となります。
   （イ）使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障および損傷
   （ロ）お買いあげ後の取付場所の移動、輸送、落下等による故障および損傷
   （ハ）火災、地震、水害、落雷、その他の天災地変、公害および、変質灯油、不純灯油、異質油（灯油以外の油又は混入）、シリコーン配合商品が原因による故障および損傷
   （ニ）定期点検の費用
   （ホ）一般用以外（例えば、温室暖房や車両、船舶への搭載）に使用された場合の故障および損傷
   （ヘ）本書にお買いあげ年月日、お客様名、販売店名の記入のない場合、あるいは字句を書き替えられた場合。通信販売などでご購入したときは、商品の送り状・領収書などの提示がない場合
   （ト）本書の提示がない場合
   （チ）点検整備、および消耗品（Oリング、各種パッキン類、ゴム製送油管）の交換をされる場合
6. 本書は日本国内においてのみ有効です。This guarantee is valid in Japan only.
7. 本書は再発行致しませんので紛失しないよう大切に保管してください。

修理メモ

※この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。
従ってこの保証書によって保証書を発行している者(保証責任者)、およびそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理などについてご不明の場合は、お買いあげの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口にお問合せください。
※保証期間経過後の修理、補修用性能部品の保有期間について詳しくは取扱説明書（本書の14ページに記載）をご覧ください。
※アフターサービスや製品についてのお問い合わせは、お買いあげの販売店または、お近くのコロナお客様ご相談窓口（本書の22ページに記載）にお問い合わせください。

株式会社コロナ
〒955−8510 新潟県三条市東新保7−7
TEL(0256) 32-2111〈代表〉
ホームページ http://www.corona.co.jp/

206WA0054-0 1 2 3 dsp 24